

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 6

【根拠条文】 法第27条の26第2項第2号

【提出先】 近畿財務局長

【氏名又は名称】 株式会社りそな銀行
代表取締役社長 千田 一弘

【住所又は本店所在地】 大阪市中央区備後町2丁目2番1号

【報告義務発生日】 令和8年3月31日

【提出日】 令和8年4月7日

【提出者及び共同保有者の総数
(名)】 2

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 保有目的の変更、株券等保有割合が1%以上減少したこと、単体株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	東洋テック株式会社
証券コード	9686
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社りそな銀行
住所又は本店所在地	〒540-8610 大阪市中央区備後町2丁目2番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	大正7年5月15日
代表者氏名	千田 一弘
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	<p>1．預金又は定期預金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引並びに為替取引</p> <p>2．債務の保証又は手形の受入れ その他1の銀行業務に付随する業務</p> <p>3．国債、地方債、政府保証債に係る引受、募集又は売出しの取扱、売買その他業務</p> <p>4．信託業務</p> <p>5．その他法律により銀行又は信託会社が営むことのできる業務</p> <p>6．その他1～5の業務に付帯又は関連する事項</p>

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都江東区木場1丁目5番65号 株式会社りそなホールディングス リスク統括部 近藤 圭
電話番号	03-6704-3729

(2) 【保有目的】

政策投資目的での保有

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	400,000		0
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 400,000	P 0	Q 0
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		0
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		0
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		400,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		0

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和8年3月31日現在)	V	11,432,460
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		3.50
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		4.55

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

2【提出者（大量保有者） / 2】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社関西みらい銀行
住所又は本店所在地	〒540-8610 大阪市中央区備後町2丁目2番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和25年11月24日
代表者氏名	原藤 省吾
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	1．預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引 2．債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務 3．金融商品取引法により銀行が営むことのできる有価証券の売買、引受けまたは募集もしくは売出しの取扱いその他の業務 4．前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務 5．その他前各号の業務に付帯または関連する事項

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	大阪市中央区備後町2丁目2番1号 株式会社関西みらい銀行 営業統括部 山田 貴士
電話番号	06-7639-9449

(2)【保有目的】

政策投資目的で保有する株式を退職給付信託に拠出したもの。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	0		451,090
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H

新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	0	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		0
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		0
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		451,090
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		0

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和8年3月31日現在)	V	11,432,460
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		3.95
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		3.94

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

退職給付信託へ抛出： 信託抛出先 りそな銀行 451,090株

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- (1) 株式会社りそな銀行
(2) 株式会社関西みらい銀行

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	400,000		451,090

新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	400,000	P 0 Q 451,090
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		0
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		0
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		851,090
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		0

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和8年3月31日現在)	V	11,432,460
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		7.44
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		8.49

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
株式会社りそな銀行	400,000	3.50
株式会社関西みらい銀行	451,090	3.95
合計	851,090	7.44